# 市民参加協働部・上田地域自治センター

# 平成28年度 重点目標

- 1 地域内分権確立に向けた地域の自治の推進
- 2 参加と協働のまちづくりの推進
- 3 住民自治に向けた取組への支援
- 4 人権が尊重され男女がともに参画できるまちづくり
- 5 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生のまちづくり

### 平成28年度 重点目標管理シート

地域内分権確立に向けた地域の自治の推進

重点目標

総合計画I	第1編 第1編	ⅱ 自治・協働・行政 ¨	市民が主役のまちづくり		What and Idde a ws - What						
	Cの1/の   〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜		活力ある自立した地域社	★の中田 まち・ひと・しごと創生総合	戦略 ひと・地域の輝き戦略	2014市長マニフェスト	- 2 -				
	位置付けし	「早」日内の推進による 第2節 地域内分権によ		云の美現 戦略における位置付け	施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推	における位置付け	- 2 -				
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラ ムにおける位置付け (3)市民満足度を向上させる、人・組織の改革 カ 地域内分権による地域の自治の推進											
現況・ 課題											
目的・ 対果 自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる仕組みを構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健(康) で、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は											
取糾	組項目及び方法・手段	设(何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告(目標に対する達成状況・達成度)					
・住民 の円滑が ・地域が 地域でし め、住民	な推進の基礎づくりを 経営会議を設立した城 は、住民自治のあり方 民自治組織の設立を促 及び西部地域では地域	たり、組織運営と活動 支援します。 南、塩田、真田、武石 などについて検討を進 進します。	年度末まで	計画東定や、住民局和の取り組みを 支援します。 ・地域経営会議を設立した地域で は、まちづくり計画原案の策定など を進め、住民自治組織の設立を目指 します。 ・中央、西部の2地域では、地域経営 会業の設立を促進します。	設立された神科、豊殿、川西、丸子の4つの住民自治組織に対し、部会の開催、アンケートの実施などによる「地域まちづくり計画」の策定や、組織定着化のための広報活動などに、人的支援、財政的支援を行っています。 城南、塩田、真田、武石の4地域では、地域経営会議をそれぞれ月1回程度開催しており、地域課題の洗い出し作業や先進地視察実施などの取組を支援しています。 中央、西部地域においては、地域協議会や地区自治会連合会、地域振興団体などと地域内分権に関する意見交換などを行い、地域経営会議の設立促進に努めています。	神科、豊殿、川西、丸子の4つ 営の定着化に合わせて、部会ご。 策定やアンケートの実施などが行 支援、財政的支援を行いました。 城南、塩田、真田、武石の4地 ぞれ月1回程度開催しており、地 地視察実施などに取り組む中、i 織を設立、他の3地域でも平成29 しとなりました。 中央、西部地域においては、b 会、地域振興団体などと地域内20 い、西部地域では12月26日に地 また、中央地域では地区自治連る	とによる地域まちづくり計画の うわれており、それに対し人的 は域では、地域経営会議をそれ は域課題の洗い出し作業や先進 武石では3月30日に住民自治組 が年度の早い時期に設立の見通 地域協議会や地区自治会連合 分権に関する意見交換などを行 或経営会議が設立されました。				
地域技域内分标		ではしめ地域注一大成	年度末まで	員を配置し、地域経営会議や住民自 治組織の設立を促進します。 また設立組織の運営や活動の円滑 な推進に向け、連携・支援します。	神科・豊殿、川西、丸子地域において引き続き「地域担当職員」を配置し、設立された住民自治組織の活動を支援し、定着化の促進を図っています。また塩田、真田、武石地域においては引き続き、城南地域においては新たに「地域担当職員」を配置し、住民自治組織設立に向けて地域経営会議の運営を支援しています。中央、西部地域においては、地域振興政策幹、市民参加・協働推進課職員が同様の任務を担当しています。	臧武乂に叩けて地域経呂云譲の〕	舌動を支援し、定着化の促進を 成南地域においては住民自治組 運営を支援しました。中央、西				
モデル 立され <i>†</i> して交(	た(あるいは設立予定	ほか、交付金の本格的	年度末まで	モデル地区で設立された住民自治 組織に交付金を交付するとともに、 交付金の最終的な制度確立を見据え て庁内で更に検討を進めます。	地域内分権の確立に向けた支援制度として新たな交付金制度 構築のため、交付金制度庁内検討委員会を組織し、現在、関係 課所との協議・検討を進めています。 引き続き交付金の最終的な制度確立に向け、更に協議・検討 を進めます。	地域内分権の確立に向けた支援制 庁内検討委員会を組織し、関係課所 度の交付金について、新たに設立さ 行いました。 H29以降、わがまち魅力アップ応打 方針を決定。引き続き制度確立に向	との協議・検討を進め、平成29年 れる地域を含め所要の予算措置を 援事業の予算を交付金に転換する				
全市的 以降設計 ついて村	置している「地域協議 検討を行います。	立を見据え、新市発足 会」の今後のあり方に	第6期(H28~H29)の間	地域協議会の今後のあり方につい て検討を進めます。	住民自治組織設立地域では、地域協議会の開催頻度を毎月1 回から必要の都度へと見直しており、こうした状況や住民自治 組織設立の進捗を踏まえ、検討を進めます。	住民自治組織設立地域では、は 回から必要の都度へと見直してる 組織設立の進捗を踏まえ、引き	おり、こうした状況や住民自治				
行	参加・協働の推進、「	市民満足度の向上を考慮	した点		取組による効果・残された課題						
記	が主役のまちづくり」	の仕組みとなる地域内分	権確立に向けた取組である	3.	中央地域での地域経営会議設立を促進し、市内全域で住民自治組織設立を行い、地域内分権の足並みを揃え、交付金制度の 確立を目指すとともに、地域協議会のあり方について方向付けを行う必要があります。						

市民参加協働部 上田地域自治センター

優先順位

1位

部局名

### 平成28年度 重点目標管理シート

重点目標 参加と協働のまちづ	くりの推進			部局名	ī		優先順位	2位	
総合計画における 位置付け 第1篇 自治・協働・行政 第1章 自治の推進によ 第1節 参加と協働に	る活力ある自立した地域社	また、7\レ、  デレ会  /ナ	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづく! 進	)を進める地域	战内分権推	2014市長マニフェスト における位置付け	- 2 -		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラ ムにおける位置付け			オ 市民と行政との情報共有化の推進 カ 地域内分権による地域の自治の推進						
上田市の自治の基本原則を定める「自治条例検証委員会から提言(条例の改正、要があります。 また、この条例に掲げる「参加と協働」ティの支援や、地域リーダーの育成に取り	逐条解説の見直し、条例の3 の理念を具体化していくた。	運用にかかる提言)など、条例の見直し	Jを契機に、条例に対する職員の理解を	深めるほか、	様々な機会を	を捉え、工夫しながら、自治基準			
上田市自治基本条例について、検証委員 効果 性あるものにしていきます。	会からの提言や「協働のま	ちづくり指針」を基に、市民参加と協働	<b>動推進の環境づくり、地域コミュニティ</b>	の活動支援、	さらに地域り	リーダーの育成に取り組むことに	こよって、自治基本領	条例を実効	
取組項目及び方法・手段(何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗	が沢・進捗度	)	期末報告(目標に対す	する達成状況・達成度	E)	
自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化(1)自治基本条例の浸透・周知に取り組みます。(2)自治会のコミュニティ活動の支援に取り組みます。(3)「協働のまちづくり指針」に基づく、協働の理解促進と協働推進のための環境づくりに取り組みます。(4)パブリックコメントの制度化に取り組みます。	年度末まで	となる情報提供を行います。 (3)市民、市職員を対象とした市民協働フォーラムを開催します。	(1)自治基本条例検証委員会の提言を受 た自治基本条例について、広報(5/15 行ったほか、逐条解説の改訂(H29.15 (2)申請書様式等をホームページに掲載 した。資料集についても29年3月開催の配布に向け整備中です。 (3)市民フォーラムの開催(H29.2予定 (4)制度化に向け、これまでの検討経過調査研究中です。	号)等により市 予定)に向け準 或し、利便性を の自治会連合会 )に向け準備中	5民周知を 備中です。 注向上しま 注総会での です。 について	(1)自治基本条例検証委員会の扱治基本条例について、概要を広図ったほか、逐条解説の改訂(H行いました。(2)申請書様式をホームページがして利便性の向上を図りましたくし、H29年3月開催の自治会連た。(3)H29.3月に協働フォーラムを氏による講演会と協働の事例発(4)制度化に向け、県内他市の物	報 ( 5/1号 ) に掲載   29 .3 )、職員研修 ( F からダウンロードで 。資料集も再編集し 合会総会での配布を 開催し、東洋大准教 表を行いました。 (7	し周知を 129.2.18)を きるように て読みやす 行いまし な授小島貴子 70人参加)	
地域リーダーの育成・確保 市民の地域活動への意識と参加を喚起するための 人材育成を進めます。 (1)参加しやすい一般向け講座を開催します。 (2)より実践的な講座を、今後の人材活用を検討しな がら開催します。 (3)まちづくりに関わる様々な人材を登録し活用に つなげる人材バンク制度の検討を行います。		(1)「地域づくり人材育成講座」(一般向け)を引き続き開催します。 (2)実地研修、現場視察などにより、 より実践的な知識を得るための講座 を開催します。 (3)人材パンク制度の先進事例等の調査・研究を行います。	(1)長野大学と連携し、全6回の講座でス」て開催します。(10月4日~12月) (2)地域づくり人材育成講座(ステップ回開催します。(10月1日から受講生駅(3)制度検討の基礎資料として、先進駅かています。	アップ)として 専集中)	・ 11月に全2 研究を進	(1)長野大学と連携し、「協働のまちづくり」や「まち歩き ワークショップ」等、全6回の講座を「まちなかキャンパス」 を会場に開催しました。(10月4日~12月13日)(受講者28人、 4回以上受講者を修了者10人) (2)地域づくり人材育成講座(ステップアップ)を11月19、20日 に開催し、NPO法人がラント・ワーク三島の視察と実地研修を行いました。(10人参加) (3)制度検討の基礎資料として、先進事例等の調査・研究を行 いました。			
わがまち魅力アップ応援事業による地域の主体的な取組の促進 (1)平成28年度事業を有効かつ適切に実施します。 (2)事例集の発行など周知に努め、効果的な活用につなげます。 (3)住民自治組織への交付金制度の構築に合わせ補助制度のあり方について検討します。	年度末まで	(1)複数回募集を行うほか採択事業を 積極的に支援します。 (2)事例集やポスターを作成し、自治 会等関係団体へ配布、周知するな ど、取組の拡大を図ります。 (3)事業の成果等を検証し、今後の制 度のあり方を検討します。	(1) 今年度事業として応募のあった事市全体で121件あり、このうち117件、事業を採択し、自治会や市民活動団体援しています。9月に行った第3回目のの応募があり、地域協議会等で審査を(2) 平成27年度実施事業の事例集につ作成に着手しており、関係者や自治会会での報告会の実施などにより、周知(3) 補助制度の見直しも含めて、住民の検討を進めています。	補助総額約6,6の東京の本語の主体では、市ででは、市でででででは、12月でいる。 いき といい といい といい といい といい といい といい といい といい	のの万円の り組みを支 全体で5件 発行予定で 、地域協議 交付金制度	(1)平成28年度は116件(継続87代総額で5,114万円余の補助を行い(2)平成27年度実施事業の事例が や自治会などへ配布したほか、本庁舎等でのパネル展示や市HPを図りました。 (3)住民自治組織への交付金制の行い、平成29年度以降、補助金えていくこととしました。これ階的に縮小し、新規募集は平成ました。	Nました。 長を12月に700部発行 地域協議会での報告 への掲載などにより をと併せて補助制度の の財源を交付金の財 に伴い、補助金の予	「し、関係 付会の実 は会の の見 直振 が 見に が に が に が に が に が に の の の の の の の の の の の の の	
特 市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考 記	取組による効果・残された課題								
記 事 自治基本条例や、協働指針に基づく、市民参加・協 項	働の基本となる取り組みで	ある。	・地域づくり人材育成講座の修了者等を地域づくりの担い手として確保していく必要があります。 ・わがまち魅力アップ応援事業の予算規模を段階的に縮小していくことに伴い、募集回数や時期の検討が必要になります。						

## 平成28年度 重点目標管理シート <mark>重点目標</mark> 住民自治に向けた取組への支援

総	合計画における	第1編 自治・協働・行政	<b>活力を2白☆した地域社会の宝珥</b>		まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略	2014市長マニフェスト						
						   施策体系地域主体のまちづくりを進める地域内分権推							
<u>位置付け</u> 第2節 地域内分権に。		る地域の自治の推進			進	における位置付け							
	E次上田市行財政 こおける位置付け	マ改革大綱・アクションプログラ -											
	現況・ 課題 各地域では、第二次上田市総合計画に位置付けられた「地域特性と発展の方向性」の実現に向けた地域課題の解決や新たな価値を創造する活動など、自治会や振興会、市民活動団体等による主体的な取組が展開されています。 住民自治による「地域の個性や特性を生かした魅力ある地域づくり」を進めるためには、地域コミュニティの活性化や団体間の連携(ネットワーク化)を一層推進し、住民が主体となって自ら「決定」し「実行」する機能を有した組 織づくりを進める必要があります。												
	目的・ 対果  市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、役割と責任を担い合いながら連携、協力することで、自治基本条例に掲げる参加と協働を具現化し、地域のことは地域で考え、行動する地域づくりを推進することにより、地域内分権確立 に向けた機運の醸成を図ります。												
	取組項目及び	が方法・手段 (何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標	(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告(目標に対す	る達成状況・達成度)					
	会」による住民自		年度末まで	地域経営会議の運営を支援して早期の組織の設立と設立後の円滑な運営を支援します。わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業により地域活動を支援します。		神科まちづくり委員会が5月、豊殿まちづくり協議会が7月に設立され、両団体で部会を設置し、活動を開始した。交付金を得てそれぞれの地域の課題解決を図る初めての試みで、運営について議論が開始されている。両団体をサポートしていく。わがまち魅力アップ応援事業は10事業が採択されている。地域おこし協力隊は2年目となり活発に活動を続けている。	<ul><li>☆ 会を開催し、まちづくり計画を策定中</li><li>対 地域おこし協力隊は地域の情報発信のため新たな機器を準備</li><li>し、精力的に情報発信を続けている。</li></ul>						
	地域活動への支援を通じて地域におけるまちづく りの機運を高め、住民が主体となった自治の仕組み づくりの検討を進めます。 (塩田地域自治センター)		年度末まで	活用して地域のよりづくり活動を支援するとともに、自治会や関係諸団体等が連携した塩田地域に相応しい自治の仕組みの構築に向けて住民の		9。   佐묘克汝如姓조剌호토克は 佐田地域克汝如姓剌克格학중문	わがまち魅力アップ応援事業  件)の住民の主体的な取組を支持 住民自治組織の設立に向け、対 会(地域経営会議)で住民代表の 平成29年度の早い時期に住民自対 り協議会)を設立していくこと	援しました。 塩田地域自治組織設立検討委員 の皆さんと検討を重ねた結果、 台組織((仮称)塩田まちづく					
	住民自治組織(川西まちづくり委員会)の活動を支援するとともに、地域おこし協力隊等により地域住民が主体的に取り組む活動を支援します。 (川西地域自治センター)		午及木まで	又抜りるとともに、わかまら魅力   アップ事業や地域おこし協力隊事業   により地域活動を支援します		長会他3回、各部会24回の会議開催を支援しました。 わがまち魅力アップ事業は、継続事業5件を採択しました。 地域おこし協力隊の活動について、関係団体と5回の定期協	会 住民自治組織(川西まちづくり委員会)の活動について正副 長会他6回、各部会53回の会議開催を支援しました。 わがまち魅力アップ事業は、継続事業5件を採択しました。 地域おこし協力隊の活動について、関係団体と8回の定期協議を実施しました。						
特記事	市民参加・協作	動の推進、市民満足度の向上を考慮	した点			取組による効果・残された課題							
事項													
~ <u></u>													

部局名

上田地域自治センター

優先順位

3 位

#### 平成28年度 重点目標管理シート **重占日標** 人権が**首**重され里女がともに参画できるまちづくり

重点		<sub>日信官理シート</sub> 権が尊重され男女が	ともに参画でき	るまちづくり		部局名 i	市民参加協働部	優先順位	4位		
総合言	画における	第1編 市民が主役のまちつ	<u></u>		戦略		2014市長マニフェスト				
		第2章 すべての人の人権	が尊重されるまちづく!	まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け							
	位置付け	第1節 一人ひとりの人 第2節 女性と男性が互いに尊重			施策体系		における位置付け				
	上田市行財政改革 ける位置付け	<b>重大綱・アクションプログラ</b>									
現況・ 課題 上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施 要があります。特に児童虐待、いじめ、DV、インターネットのよる人権問題のほか新たに発生する人権問題への対応などが求められています。 男女共同参画の推進では、施策の基本的事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「第2次上田市男女共同参画計画(H24~H28)」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心場 参画社会の実現を目指して取組む必要があります。 また、本年度で現計画が終了することから、平成29年度を初年度とする「第3次男女共同参画計画(H29~H33)」の策定作業を行う必要があります。											
	日的・ 対果  一人権尊重の都市宣言をもつ上田市にとって、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することは最も必要なことであります。そのためにも「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」に基づき、各種施策を進める必要があります。「人権尊重」の意識が市民にとってより身近なものとなるよう啓発、相談及び支援体制を整え、差別のない明るいまちづくりを目指します。 本年度は「第2次上田市男女共同参画計画」(平成24年度から28年度)の最終年となります。計画しているさまざまな分野での取組みにより、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会の実現を目指します。										
	取組項目及び方法	法・手段 (何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進	渉状況・進捗度 )	期末報告(目標に対す	「る達成状況・達成度	度)		
(1) (	人権擁護委員によ =田. 丸子. 武石. 真 =田・丸子月1回、	田の各地域での特設相談 真田年2回、武石隔月1回) D常設相談(法務局連携) Pども人権相談 相談			(1)人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜地区(月1回)、真田地区(年2回)、武施したほか、人権擁護委員の日特設相ごと相談、子ども心配ごと相談(2かり(2)同和問題に関する相談 解放会館(3館)、解放センター及び会において相談を実施しました。	代石地区(偶数月1回)で実 目談(3か所)、女性の悩み f)を実施しました。	(1)人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金 (月1回)、真田地区(年2回)、武石 か、人権擁護委員の日特設相談(3か も心配ごと相談(2か所)、人権週間(2)同和問題に関する相談 解放会館(3館)、解放センター及いて相談を実施しました。	が地区(偶数月1回)で実 か所)、女性の悩みごと 中の人権相談を実施し	€施したほ ≤相談、子ど ∪ました。		
(1) 含 (2) (3) (4)		文共同参画計画」の啓発 司参画コミュニケーターによる 見催 ルの開催 業・研修会の開催 催	(1)通年 (2)7月9日 (3)通年 (4)通年 (5)3月	第2次上田市男女共同参画計画の啓発を市民と協働し取組みます。また、女性団体の研修などグループ間交流を進めます。 ・講演会 2回 ・講座 2講座 ・研修会 1回 ・表彰 2団体	(1)出前講座 4回 (2)市民フェスティバル 事業者表彰系 希望の国ズレている社会でどういきる (3)女性団体合同会議3回 (4)講演会2回 (5)男女共同参画推進事業者表彰広報 掲載	5」7/9 参加者180人	(1)出前講座 5回 (2)・市民フェスティバル 事業者表彰別「絶望の国・希望の国ズレている社会・10周年記念事業 上映会「うまれ・10周年記念事業 フォーラム「災害とこ12/17 参加者138人 (3)女性団体合同会議8回(10周年記念事業(4)講演会3回(シルキーフォーラム、巨(5)男女共同参画推進事業者表彰3事業	ミでどういきる」7/9 参加 る」ほか 11/23 参加す これからの地域コミュニティ」 業実行委員会) 1階女性デーほか1回)			
	男女共同参画の策! ・男女共同参画推進 ・素案の策定 ・パブリックコメン ・計画案の答申	<b>基委員会での検討</b>		上田市男女共同参画推進条例に基づ き第3次上田市男女共同参画計画を 策定します。	(6)男女共同参画推進委員会で審議( 庁内会議(1回開催)	4回開催)	(6)・男女共同参画推進委員会で ・庁内会議(1回開催)及び ・パブリックコメント、市日 ・3/10答申	庁内ワ-キング	)		
(1) (2)	市民運動団体との	: 小中学校、公民館等へ貸出	(2)7~8月	田市として、原爆パネルの貸出、市	(1)平和首長会議との連携により、情示(中央公民館、城南解放会館、塩田センター、真田地域自治センター、武の慰霊・平和祈念の黙とうの周知を行(2)7月7日に行われた「平和行進」と平和リレー」へ支援を行いました。	3解放会館、丸子地域自治 代石公民館)や原爆死没者 fiいました。	センター、真田地域自治センタの慰霊・平和祈念の黙とうの周	、塩田解放会館、丸 ー、武石公民館)や 知を行いました。 進」と8月3日に行れ	记子地域自治 原爆死没者		
(	5民プラザ・ゆう事業の推進 1)主催講座として資格取得支援講座などの開催 (1)通年 2) " 女性相談員によるなんでも相談 " 開催 (2)通年 (2)通年 女性相談員による		福祉の増進を図ります。 女性相談員による相談事業を週2 回、弁護士相談月1回を行ない問題解 決の一助とします。市民プラザ・ゆ	した。	炎員によるなんでも相談 "	(1)知識教養講座、スキルアップ ど14講座を実施しました。 (2) 毎週火曜日、木曜日に"女 と毎月第4木曜日に"女性弁護士 した。	性相談員によるなん	υでも相談 "			
特記事	市民参加・協働の	推進、市民満足度の向上を考慮	した点		取組による効果・残された課題						
事項											

#### 平成28年度 重点目標管理シート

外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生のまちづくり 重点目標 市民参加協働部 優先順位 部局名 5 位 第1編 市民が主役のまちづくり 戦略 総合計画における 2014市長マニフェスト まち・ひと・しごと創生総合 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 戦略における位置付け 位置付け 施策体系 における位置付け 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現 第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラ ムにおける位置付け 上田市の外国籍市民数は、平成28年4月1日現在で58か国、3,281人で、県内で3番目に多い自治体です。外国籍市民数は経済情勢などにより減少していますが、永住者が増加し定住化が進む中で、医療保険や年金、防災など生活者とし 現況・ てさまざまな課題が生じています。 課題 こうした定住化傾向にある外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民として自立し、さらには社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまることになる外国籍の子どもた ちは、日本人とともに将来のまちづくりを支える力となることから、自立に向けた総合的な取り組みが必要とされています。 少子高齢化の進行により、生産年齢人口は減少を続けると予測されています。将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なもの 目的・ となっています。さらに、日本で生まれるなどした外国籍の子どもたちは、次の世代の担い手となることから、市民として社会で活躍するための将来設計を描ける力を養う必要があります(平成27年5月1日現在の外国人児童生徒の小中 効果 学校在籍数191人) また、地域住民として定住している外国人と日本人が交流を深め、お互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることにより、双方にとって住みやすく、安心安全なまちが形成されていきます。 取組項目及び方法・手段(何をどのように) 数値目標(どの水準まで) 中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度) 期末報告(目標に対する達成状況・達成度) (いつ・いつまでに) 上田市多文化共生推進協会(AMU)を核とした 下記の企画・運営の場を設けます。 (1) 総会を5月に開催しました。 多文化共生事業の推進 (1) 総会(年1回) (1) 総会を5月に開催しました。 . (2) 理事会を3回開催しました。 多文化共生事業を推進するAMU(市民、地域グ (2) 理事会(年4回程度) (2) 理事会を2回開催しました。 専門部会(交流部会4回、学習部会5回)を開催しました。 通年 ループ、団体、企業、行政等で構成・連携)の運営 (3) 専門部会(交流・学習部会) (3) 専門部会(交流部会、学習部会)を開催しました。 うえだ多文化交流フェスタの実行委員会を結成しました。 を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人 (4) 実行委員会(必要の都度結成) (4) うえだ多文化交流フェスタの実行委員会を結成しました。 (5) 会員交流会を12月に開催しました。 の参画を促します。 (5) 会員交流会(年1回) 多文化共生のまちづくりに対する市 多文化共生のまちづくりに係る市民理解の促進と 民の理解が深まり、参加・協力が得 (1) 異文化理解講演会を開催しました。 (1) 異文化理解講演会を1回開催しました。 外国籍市民の自立支援(AMU交流部会との連携) (2) 野外交流会を武石地域で1回開催しました。また、参加者 られるよう、多文化交流フェスタや (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関す (2) 野外交流会を武石地域で開催しました。 同士でお互いの国の習慣を知るイベントを1回開催しました。 講演会等を開催します(フェスタ1 る講演会等を開催します。 诵年 (3) 外国籍市民が発案した交流会を、外国籍市民を対象として 回、講演会1回)。社会参加を促すた (2) 外国籍市民へのさまざまな支援やイベント等を め、日本人と結婚した外国籍市民を (3) 外国籍市民が発案した交流会を、外国籍市民を対象として 2回実施しました。また、外国籍市民が講師となった講座を3回 通じて、市民の理解と参画を進めます。 対象に交流会を実施します(交流会3 実施しました。 実施しました。 (3) 外国籍市民の自立と社会参加を促します。 回)。 外国籍市民の日本語習得事業の充実と第二世代 (1) 生活していく上での基盤とな (1) 広報うえだや報道機関で、ボランティアを募集することと (子ども)の育成(AMU学習部会との連携) る日本語を習得するために、ボラン (1) 広報うえだや報道機関でボランティアを募集したところ7 しました。 (1) 日本語ボランティア養成講座等により、指導 ティア養成講座2コースを実施しま 名の応募があり、支援体制が充実しました。 者の養成と技術の向上を目指すとともに、日本 (2) 日本語や学習を支援するために、市民ボランティアを小中 通年 (2) 日本語や学習を支援するために、市民ボランティアを小中 (2) 学習言語としての日本語の習得 語教室の運営を支援します。 学校等に派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを県国際 学校等に派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを県国際 を目指し、子ども学習支援ボラン (2) 外国籍児童・生徒が自ら未来を切り拓いてい 化協会や市教育委員会と連携して実施しました。 化協会と連携して実施しました。 けるよう学習サポートを学校、地域で行います。 ティアを学校等へ派遣します。 (1) 多言語の広報紙を発行するほ (1) ポルトガル語(毎月)と中国語(隔月)で広報紙を発行 (1) ポルトガル語(毎月)と中国語(隔月)で広報紙を発行 外国籍市民への情報提供と相談窓口の充実 か、生活情報をメールで配信します しました。また、6月から同広報(ポルトガル語)のメール配 しました。また、6月から同広報(ポルトガル語)のメール配 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相 (170人)。 诵年 信を再開しました。 信を再開しました。 (2) 外国人総合相談窓口で、複雑 談に応じるとともに、多言語で情報発信を行いま (2) 多言語で対応可能な職員を窓口に配置し、住民登録関 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口に配置し、住民登録等の 多様化する相談に対応します。 係等の総合相談を実施しました。 総合相談を実施しました。 (3) 行政相談会を1回実施します。 外国人集住都市会議と連携した国等への要望の実 (1) ブロック会議(年6回程度)長 (1)(2) 1/31開催の外国人集住都市会議(首長会議)では、市長 野・岐阜・愛知ブロックのテーマに が外国人受入や就労に係る基本法整備の必要性や活躍する外国 (1)(2) ブロック会議と全体会に出席し、主に、1/31に開催す 外国人集住都市会議参加の23都市が連携し、自治 ついて協議します。 人の事例集の作成等について、国に要望しました。また、事務 る外国人集住都市会議の内容について協議しました。 体単独では解決できない法律や制度上の課題につい (2) 全体会(年2回程度)に参加し 局がブロック会議7回・全体会2回、計9回の会議に出席しまし て、国等への要望を検討します。 ます。 市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 取組による効果・残された課題 (1) 異文化体験や多文化交流を求める市民が多くなっていることから、上田市多文化共生推進協会を中心に、 大勢 (1) 多文化交流フェスタや世界とつながるバレンタイン講座等を通じて各国の人々が交流を図る中で、市民が多様な文化や習 の市民が参加し交流できるイベント等を企画します。 慣を受け入れていくことの重要性を体感できる機会となりました。 (2) 外国籍市民との積極的な交流や支援を望んで、イベントや子どもサポートのボランティアを志向する市民が増 (2) 相談窓口業務では、悩み事相談が多くなっている傾向から相談者のプライバシーを守る環境・場をつくることや、相談員 えていることから、協会を中心に意欲ある市民を支援し、活躍できる場の提供を行います。 の多言語対応を可能とする体制づくりが課題となっています。 (3) 外国籍市民の定住化が進んでいることから、外国籍市民が自立し、かつ自ら積極的に社会参加できるような取 (3)(1)におけるイベントや講座の開催、(2)における相談体制、及び外国につながる子どもへの学習支援等において、市 組を進めます。 の担当課をはじめ、国、県その他関係機関との共催や連携体制の更なる充実が必要です。